



第56回 定時株主総会招集ご通知

日 時 2017年6月27日(火曜日)午前10時
※受付開始 午前9時

場 所 東京都千代田区麹町1丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階
ベルサール半蔵門

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与
のための報酬決定の件

目 次

<p>第56回定時株主総会招集ご通知 …… 1</p> <p>株主総会参考書類 …… 3</p> <p>[添付書類]</p> <p>事業報告 …… 13</p> <p>Ⅰ. 企業集団の現況に関する事項 …… 13</p> <p>1. 事業の経過およびその成果 …… 13</p> <p>2. 対処すべき課題 …… 17</p> <p>3. 設備投資等の状況 …… 17</p> <p>4. 資金調達の状況 …… 18</p> <p>5. 企業集団の財産および損益の状況の推移 …… 18</p> <p>6. 当社単体の財産および損益の状況の推移 …… 19</p> <p>7. 重要な子会社の状況 …… 20</p> <p>8. 主要な事業内容 …… 21</p> <p>9. 主要な事業所 …… 21</p> <p>10. 従業員の状況 …… 22</p> <p>11. 主要な借入先 …… 22</p> <p>12. その他企業集団に関する重要な事項 …… 22</p> <p>Ⅱ. 会社の株式に関する事項 …… 23</p> <p>1. 発行可能株式総数 …… 23</p> <p>2. 発行済株式の総数 …… 23</p> <p>3. 当事業年度末の株主数 …… 23</p> <p>4. 単元株式数 …… 23</p> <p>5. 大株主 …… 23</p> <p>Ⅲ. 会社役員に関する事項 …… 24</p> <p>1. 取締役および監査役の氏名等 …… 24</p> <p>2. 責任限定契約の内容の概要 …… 26</p> <p>3. 取締役および監査役の報酬等の総額 …… 26</p> <p>4. 役員報酬等の額の決定に関する方針 …… 26</p> <p>5. 社外役員に関する事項 …… 27</p> <p>Ⅳ. 会計監査人に関する事項 …… 28</p> <p>1. 会計監査人の名称 …… 28</p> <p>2. 会計監査人の報酬等の額 …… 28</p> <p>3. 会計監査人の報酬等の額の同意について …… 28</p> <p>4. 非監査業務の内容 …… 28</p> <p>5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針 …… 28</p>	<p>V. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項 …… 29</p> <p>1. 内部統制システムの基本方針 …… 29</p> <p>2. 内部統制システムの運用状況の概要 …… 35</p> <p>3. 取締役会の評価結果について …… 37</p> <p>連結計算書類 …… 38</p> <p>連結貸借対照表 …… 38</p> <p>連結損益計算書 …… 39</p> <p>連結株主資本等変動計算書 …… 40</p> <p>計算書類 …… 41</p> <p>貸借対照表 …… 41</p> <p>損益計算書 …… 42</p> <p>株主資本等変動計算書 …… 43</p> <p>監査報告書 …… 45</p> <p>連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本 …… 45</p> <p>会計監査人の監査報告書謄本 …… 46</p> <p>監査役会の監査報告書謄本 …… 47</p> <p>~~~~~</p> <p>インターネットにより議決権を行使される場合の お手続きについて …… 50</p>
---	--

〈表紙（右上）の説明〉

セコム・マイドクターウォッチ
「セコム・ホームセキュリティ」のオプションとして、健康管理・救急対応サービスを提供するリストバンド型ウェアラブル端末。装着したお客様の活動量を計測し、生活全体の「健康アドバイス」を行うほか、「救急通報」「転倒検知」「ライフ監視」といった機能で日常生活の不安に対応。今年初夏にサービス提供を開始予定です。

(証券コード 9735)

2017年6月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号

セコム株式会社

代表取締役社長 中山 泰 男

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2017年6月26日(月曜日)午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面(郵送)により議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットにより議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書用紙に記載されたログインIDおよび仮パスワードにより議決権行使サイト(<http://www.evotep.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って上記期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、50～51ページに記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照ください。

敬 具

記

- | | | |
|--------|------|--|
| 1.日 | 時 | 2017年6月27日(火曜日)午前10時 |
| 2.場 | 所 | 東京都千代田区麴町1丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階 ベルサール半蔵門
(末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください) |
| 3.目的事項 | 報告事項 | 1. 第56期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)
計算書類報告の件 |

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- ①議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。
- ②書面（議決権行使書）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ③インターネットによって、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

(インターネットによる開示)

次の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
- 当社ホームページ：<https://www.secom.co.jp/corporate/ir/>
(「IR情報：株式・社債情報」欄)

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載しております連結注記表および個別注記表となります。

(お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ)

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項に修正の必要が生じた場合は、修正内容を当社のホームページ「IR情報：株式・社債情報」欄 (<https://www.secom.co.jp/corporate/ir/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題として位置付け、業容の拡大、連結業績の動向を総合的に判断して連結配当性向ならびに内部留保の水準を決定し、安定的かつ継続的に利益配分を行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、毎年9月30日を基準日とした中間配当、および3月31日を基準日とした期末配当の年2回行うことを基本とし、配当の決定機関は中間配当については取締役会、期末配当については株主総会としております。また、内部留保金につきましては、新規契約者の増加に対応するための投資、研究開発、戦略的事業への投資等に活用し、企業体質の強化および事業の拡大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の基本方針のもと、株主の皆様の日頃からのご支援にお応えするべく、以下のとおり1株につき75円とさせていただきたいと存じます。これにより1株当たりの配当金は、中間配当70円とあわせて年間145円となり、前期の135円から10円増配となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金75円 総額16,369,518,525円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2017年6月28日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名（10名の重任、1名の新任）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

いい だ まこと
飯 田 亮

(1933年4月1日生)



所有する当社株式の数
4,240,500株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1962年7月 当社設立と共に代表取締役社長就任
1976年2月 当社代表取締役会長就任
1997年6月 当社取締役最高顧問就任現在に至る

■選任理由

飯田亮氏は、当社創業者として今日のセコムグループを築き上げ、大所高所の見地から経営全般に対する指導、助言を行っており、持続的な企業価値の向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

※
なか やま やす お
中 山 泰 男

(1952年11月1日生)



所有する当社株式の数
3,900株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2003年7月 日本銀行名古屋支店長
2005年7月 同行政策委員会室長
2007年4月 同行総務人事局
2007年5月 当社入社顧問
2007年6月 当社常務取締役就任
2016年5月 当社代表取締役社長就任現在に至る

■選任理由

中山泰男氏は、長年にわたる日本銀行における勤務経験および当社の取締役として総務本部を率いてきた経験から、昨年5月に当社代表取締役に就任しました。就任後においても、強いリーダーシップと経営手腕を発揮し、当期の好調な業績を達成するとともに、中長期の視点で経営改革を着実に進めており、持続的な企業価値の向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号
3

※
なか やま じゅん ぞう
中山潤三
(1958年2月24日生)

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年3月 当社入社
1999年11月 株式会社ジャパンイメージコミュニケーションズ（現ターナージャパン株式会社）
代表取締役社長就任
2009年12月 当社総合企画担当役員付担当部長
2010年6月 当社社長付特命担当部長
2011年1月 当社財務本部副本部長
2012年6月 当社取締役就任
2014年6月 当社常務取締役就任現在に至る

■ 選任理由

中山潤三氏は、当社の取締役として、財務、経理部門を担当してきたほか、セコムグループにおける豊富な経営経験から、財務部門を含む経営全般における高い見識を有しており、持続的な企業価値の向上のため、選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
1,700株

候補者
番号
4

※
よし だ やす ゆき
吉田保幸
(1958年3月28日生)

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年3月 当社入社
1997年2月 当社戦略企画室担当部長
1998年9月 東洋火災海上保険株式会社（現セコム損害保険株式会社）取締役就任
2002年6月 同社代表取締役社長就任
2010年4月 当社執行役員就任
2010年6月 当社グループ会社監理担当現在に至る
2012年6月 当社取締役就任
2016年6月 当社常務取締役就任現在に至る

■ 選任理由

吉田保幸氏は、当社の取締役として、セキュリティサービス事業を含む事業企画全般およびグループ会社監理を含むグループ経営企画全般を担当してきたほか、セコムグループにおける豊富な経営経験から、事業企画および経営企画を含む経営全般における高い見識を有しており、持続的な企業価値の向上のため、選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
2,400株

候補者
番号

5

※
いずみ だ たつ や
泉 田 達 也

(1960年11月3日生)

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年3月 当社入社
2003年6月 セコム情報システム株式会社（現セコムトラストシステムズ株式会社）常務取締役就任
2009年7月 当社研修部長
2010年5月 当社人事部長
2012年10月 当社執行役員就任
2014年6月 セコムトラストシステムズ株式会社代表取締役社長就任
2015年12月 当社常務執行役員就任
2016年6月 当社取締役就任現在に至る

■ 選任理由

泉田達也氏は、当社の取締役として、人事および情報通信事業に従事してきたほか、セコムグループにおける豊富な経営経験と高い見識を有しており、持続的な企業価値の向上のため、選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
900株

候補者
番号

6

※
お ぜき いち ろう
尾 関 一 郎

(1961年3月1日生)

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
1992年4月 東京製鐵株式会社入社
2001年1月 セコム損害保険株式会社顧問
2001年4月 同社営業企画部長
2001年6月 同社取締役就任
2004年6月 同社常務取締役就任
2008年6月 同社取締役副社長就任
2010年4月 同社代表取締役社長就任
2015年4月 当社執行役員就任
2016年6月 セコム損害保険株式会社取締役会長就任現在に至る
2016年6月 当社取締役就任現在に至る

■ 選任理由

尾関一郎氏は、当社の取締役として、法人営業を中心としたセキュリティサービス事業の営業全般および保険事業を担当してきたほか、セコムグループにおける豊富な経営経験から、セキュリティサービス事業の営業を含む経営全般に高い見識を有しており、持続的な企業価値の向上のため、選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
300,000株

候補者
番号
7

※
くり はら たつ し
栗 原 達 司

(1961年6月5日生)



所有する当社株式の数
100株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2008年7月 日本銀行新潟支店長
2010年7月 同行金融機構局審議役
2014年6月 同行検査役検査室長
2016年5月 当社入社顧問
2016年6月 当社取締役就任現在に至る

■選任理由

栗原達司氏は、長年にわたる日本銀行における勤務経験および当社取締役として総務部門を担当するなど、総務部門を含む経営全般における高い見識を有しており、持続的な企業価値の向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号
8

※
ふ せ たつ ろう
布 施 達 朗

(1957年9月9日生)

新任候補者



所有する当社株式の数
2,800株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年3月 当社入社
2001年4月 当社医療事業部事業開発部長
2002年3月 セコム医療システム株式会社取締役就任
2005年5月 同社常務取締役就任
2008年6月 同社専務取締役就任
2009年6月 同社代表取締役社長就任
2010年4月 当社執行役員就任
2013年6月 当社取締役就任(2016年6月退任)
2016年4月 セコム医療システム株式会社代表取締役会長就任現在に至る
2016年6月 当社常務執行役員就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

セコム医療システム株式会社代表取締役会長

■選任理由

布施達朗氏は、当社の執行役員として、メディカルサービス事業、広報・渉外・マーケティングを担当してきたほか、セコムグループにおける豊富な経営経験から、広報・渉外等の対外活動およびメディカルサービス事業を含む経営全般における高い見識を有しており、持続的な企業価値の向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号
9

ひろ せ たか はる
廣 瀬 篁 治

(1944年10月25日生)

社外取締役候補者



所有する当社株式の数
0株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1965年9月 富士ベンディング株式会社設立代表取締役就任
1972年4月 食品飲料自動販売協同組合設立理事長就任
1987年4月 日本自動販売協会設立会長就任
2003年4月 株式会社ゲイン（現株式会社モニタス）取締役相談役就任
2008年5月 同社代表取締役社長就任
2011年5月 同社代表取締役会長就任現在に至る
2013年6月 当社取締役就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

株式会社モニタス代表取締役会長

■選任理由

廣瀬篁治氏は、ベンチャー事業の立上げ、運営や、業界団体の設立、運営に尽力するなど、事業・業界の発展に貢献するほか、IT企業における豊富な経営経験と高い見識を有しており、持続的な企業価値の向上のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号
10

かわ の ひろ ぶみ
河 野 博 文

(1946年1月1日生)

社外取締役候補者



所有する当社株式の数
0株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1969年7月 通商産業省（現経済産業省）入省
1995年6月 資源エネルギー庁石油部長
1996年8月 機械情報産業局次長
1998年6月 基礎産業局長
1999年9月 資源エネルギー庁長官
2002年7月 同庁退官
2002年9月 東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）顧問
2003年6月 ソニー株式会社社外取締役就任
2004年8月 JFEスチール株式会社専務執行役員就任
2008年4月 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長就任
2016年2月 同機構特別顧問就任現在に至る
2016年6月 当社取締役就任現在に至る

■選任理由

河野博文氏は、通商産業省（現経済産業省）などの省庁および石油天然ガス・金属鉱物資源機構において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、持続的な企業価値の向上のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号
11

わた なべ はじめ
渡 邊 元

社外取締役候補者

(1951年11月18日生)



所有する当社株式の数
100株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1975年 3月 渡辺パイプ株式会社入社
- 1978年 4月 同社常務取締役就任
- 1983年 4月 同社専務取締役就任
- 1985年 6月 同社代表取締役副社長就任
- 1991年11月 同社代表取締役社長就任現在に至る
- 2016年 6月 当社取締役就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

渡辺パイプ株式会社代表取締役社長

■ 選任理由

渡邊元氏は、渡辺パイプ株式会社の経営者として、長年にわたる企業経営で培われた豊富な経験と高い見識を有しており、持続的な企業価値の向上のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注)

1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. ※印は、現任の執行役員であります。
 3. 取締役候補者の指名については、取締役会が定めた指名方針に基づき、取締役会で審議のうえ決定しております。なお、取締役候補者については、社外取締役を含む指名・報酬委員会の議論を経たうえで、取締役会で決定しております。
 4. 廣瀬篁治、河野博文および渡邊元の三氏は、社外取締役候補者であります。なお、廣瀬篁治、河野博文および渡邊元の三氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
 5. 渡邊元氏が代表取締役を務める渡辺パイプ株式会社は、地方公共団体等が宮城県または福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より2017年2月16日付で排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
 6. 廣瀬篁治氏の当社における社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
 7. 河野博文および渡邊元の両氏の当社における社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年であります。
 8. 廣瀬篁治、河野博文および渡邊元の三氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。三氏が再任された場合、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役関家憲一氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の補欠選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、監査役候補者横溝雅夫氏が選任された場合の任期は、定款の定めにより2019年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

監査役候補者は次のとおりであります。

よこ みぞ まさ お
横 溝 雅 夫

(1934年3月10日生)

社外監査役候補者

新任候補者



所有する当社株式の数
0株

■略歴、地位ならびに重要な兼職の状況

- 1956年4月 労働省（現厚生労働省）入省
- 1960年2月 経済企画庁（現内閣府）総合計画局
- 1984年7月 同庁調査局長
- 1985年6月 同庁国民生活局長
- 1987年6月 同庁調整局長
- 1988年6月 同庁経済企画審議官
- 1989年6月 同庁退官
- 1989年7月 株式会社日興リサーチセンター（現日興リサーチセンター株式会社）理事就任
- 1991年11月 総合研究開発機構（現公益財団法人NIRA総合研究開発機構）研究評議員
- 1995年2月 株式会社日興リサーチセンター理事長就任
- 2000年12月 財団法人経済調査会（現一般財団法人経済調査会）会長就任
- 2006年11月 景気循環学会副会長就任
- 2009年11月 景気循環学会顧問現在に至る

■選任理由

横溝雅夫氏は、長年にわたり経済企画庁（現内閣府）などの省庁等において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般の監視と幅広い視野からの有効な助言を期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(注)

- 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 横溝雅夫氏は、社外監査役候補者であります。なお、横溝雅夫氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。
- 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について
横溝雅夫氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、旧労働省、経済企画庁等での経験のほか、経済および企業活動に関する知見も有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 横溝雅夫氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額については、2005年6月29日開催の第44回定時株主総会において、年額6億円以内（ただし、この額は使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする旨のご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役にに対し、上記の報酬とは別枠で、譲渡制限付株式を付与するための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬は、金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえて相当と考えられる金額として、年額1億円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、当社の取締役会において決定することといたします。また、各対象取締役に対する当該支給は、当該対象取締役が下記の現物出資に同意することおよび本割当契約（下記に定義する。）を締結することを条件として行います。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。また、当社の現在の取締役は10名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役は11名（うち社外取締役3名）となります。

対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより、譲渡制限付株式として、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分がなされる当社の普通株式の総数は、年20,000株（ただし、当社の普通株式に係る株式の分割もしくは株式無償割当てまたは株式の併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分がなされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整した数）以内といたします。かかる譲渡制限付株式の付与による当社の普通株式の希薄化率は、年0.01%未満であり、株主の皆様には与える影響は軽微であると認識しております。

なお、譲渡制限付株式として発行または処分がなされる当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、当該発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当該取締役会において決定いたします。

また、かかる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と各対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により当社の普通株式の発行または処分を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。なお、譲渡制限期間の経過をもって、譲渡制限は解除される。

(2) 譲渡制限期間満了前における退任等の場合の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、執行役員、監査役および使用人（以下「取締役等」という。）のいずれの地位からも退任または退職（死亡による退任または退職を含む。以下「退任等」という。）をした場合には、当社が本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

ただし、当該対象取締役の当該退任等につき、任期満了または定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、上記(1)の定めにかかわらず、当該退任等の時点をもって、当該対象取締役が保有する本割当株式のうち、当社の取締役会があらかじめ決定した合理的な基準に従って定められる数の本割当株式について、譲渡制限を解除する一方、当社は、当該対象取締役が保有する残りの本割当株式の全部を当然に無償で取得するものとする。

(3) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、譲渡制限期間満了前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が、当社の株主総会（ただし、当該組織再編等については、法令上、当社の株主総会の決議による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）の決議により承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間の満了日より前に到来する場合に限る。）には、当該承認の日において対象取締役が保有する本割当株式のうち、当社の取締役会があらかじめ決定した合理的な基準に従って定められる数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する一方、当社は、対象取締役が保有する残りの本割当株式の全部を当然に無償で取得するものとする。

(4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

事業報告 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の日本経済は、個人消費には足踏みがみられるものの、各種政策の効果などにより、企業収益や雇用情勢が改善するなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方、中国をはじめとする新興国の経済、英国のEU離脱、米国の経済・金融政策の動向などによる不確実性や、金融市場の変動の影響など、留意が必要な状況が続きました。

このような状況の中で、「安全・安心・快適・便利」に対する社会的ニーズはますます多様化・高度化しており、セコムグループは、“いつでも、どこでも、誰もが安全・安心に暮らせる社会”を実現する「社会システム産業」の構築を目指し、セキュリティサービス事業をはじめ、防災事業、メディカルサービス事業、保険事業、地理情報サービス事業、情報通信事業および不動産・その他の事業で、お客様のニーズに合致した、質の高いサービス・商品を提供することに努めました。また、さらなる成長に向けて、各事業のサービスがそれぞれ自立しつつも、相互の連携をさらに深め、より一層の相乗効果を生み出すことを目的に、“ALL SECOM”（セコムグループ総力の結集）を継続的に推進しました。さらに、今後の日本の社会を見据えて、「セキュリティ」をベースに「超高齢社会」、「災害・BCP（事業継続計画）・環境」といったキーワードを切り口として、“ALL SECOM”により新たなサービスを創出する取り組みを推進しました。

2016年9月には、G7伊勢志摩サミットの警備でその有効性が実証された高精度な3D立体画像を警備計画に利用する「セコム3Dセキュリティプランニング」の本格販売を開始しました。また、2016年12月には、セコムグループの「安全・安心」に関わる幅広いサービスメニューの強みを活かし、リストバンド型ウェアラブル端末を用いた健康管理・救急対応サービス「セコム・マイドクターウォッチ」を2017年初夏から提供開始することを発表しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は9,280億円（前期比5.3%増加）となり、営業利益は1,310億円（前期比1.9%増加）となりました。経常利益は営業外収益として米国などにおける投資事業組合運用益144億円（前期は11億円）を計上したことなどにより、1,470億円（前期比9.1%増加）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は841億円（前期比9.3%増加）となりました。なお、売上高、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも過去最高を達成することができました。

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
当連結会計年度（2016年度）	928,098百万円	131,050百万円	147,033百万円	84,170百万円
前連結会計年度（2015年度）	881,028百万円	128,582百万円	134,826百万円	77,039百万円

事業別にみますと、セキュリティサービス事業では、事業所向け・家庭向けのセントラライズドシステム（オンライン・セキュリティシステム）を中心に、常駐警備や現金護送のサービスを提供するとともに、安全商品を販売しております。当期も、お客様のニーズを的確に把握し、最適なサービスを提供することにより、お客様の満足度向上とリレーション強化につなげ、長期にわたりお客様に「安全・安心・快適・便利」を提供することに努めました。

事業所向けでは、当期も高度な画像認識技術を搭載した「セコム A X」、出入管理機能によって労務管理などを効率化し、お客様のコスト削減を可能にする「セコム L X」、設備制御機能を持つ「セコム F X」など、付加価値の高いオンライン・セキュリティシステムの拡販に努めました。また当期は、大規模イベント向けのサービスやシステムを拡充し、「安全・安心」なイベント開催・運営を支援しました。警備計画立案においては、「セコム 3 Dセキュリティプランニング」を活用して、最適な警備計画の立案をサポートし、また、警備実施においては、セコムの常駐警備員とイベント会場を上空から見守る「セコム気球」と地上の「仮設監視カメラ」、「ウェアラブルカメラ」、「セコム・ドローン検知システム」など、最新のセキュリティシステムが連携する「立体セキュリティ」により、「安全・安心」なイベント運営に貢献しました。

家庭向けでは、ご家庭の「安全・安心・快適・便利」なサービスへの高いニーズが続いており、当期もホームセキュリティに生活に身近なサービスを提供する機能を付加した「セコム・ホームセキュリティ G-カスタム」の拡販に努めました。また、スマートフォンアプリで「セコム・ホームセキュリティ」の操作が行えるセコム公式アプリ「セコム・ホームセキュリティアプリ」の配信を開始しました。加えて、大手総合通信会社より2017年1月に発売された新しいジュニア向けスマートフォンに、GPSと携帯電話基地局を使った位置検索と、セコムの緊急対応員による現場急行サービスを組み合わせた「ココセコム」サービスの提供を開始しました。

海外では、経済発展が続く東南アジアや中国を中心に、緊急対応サービスの特徴とする「セコム方式」のセキュリティサービスの拡販に努めました。また、海外進出する日本企業への提案活動の強化を図りました。その他、英国におけるサービス体制の拡充を図るために、英国子会社のセコム PLC が、北アイルランドに拠点を有するスキャンラム Ltd.の株式100%を取得しました。

当期は事業所向け・家庭向けのセントラライズドシステム（オンライン・セキュリティシステム）や、出入管理システムなどの安全商品の販売が好調だったことおよび2015年12月より連結子会社となった株式会社アサヒセキュリティの寄与もあり、売上高は5,342億円（前期比8.4%増加）となり、営業利益は1,135億円（前期比1.3%増加）となりました。

防災事業では、オフィスビル、プラント、トンネル、文化財、船舶、住宅といったさまざまな施設に対し、お客様のご要望に応えた高品質な自動火災報知設備や消火設備等の各種防災システムを提供しております。当期も、国内防災業界大手2社である能美防災株式会社およびニッタン株式会社が、それぞれの営業基盤や商品開発力などを活かした防災システムの受注に努めました。

当期は積極的な営業活動に努めましたが、前期に大型案件の計上があったため、売上高は1,262億円（前期比4.2%減少）となり、営業利益は131億円（前期比5.2%減少）となりました。

メディカルサービス事業では、訪問看護サービスや薬剤提供サービス等の在宅医療サービスを中心として、シニアレジデンスの運営、電子カルテの提供、医療機器・医薬品等の販売、介護サービス、医療機関向け不動産賃貸等さまざまなメディカルサービスを提供しております。

当期は医薬品などの販売が好調に推移したことおよびインドにおける総合病院事業会社タクシャシーラ ホスピタルズ オペレーティング Pvt.Ltd.が新たに連結子会社となったことなどにより、売上高は668億円（前期比4.4%増加）となりましたが、営業利益は原価率の上昇などにより、46億円（前期比10.0%減少）となりました。

保険事業では、当期もセキュリティシステム導入によるリスク軽減を保険料に反映した事業所向けの「火災保険セキュリティ割引」や家庭総合保険「セコム安心マイホーム保険」、ガン治療費の実額を補償する「自由診療保険メディコム」、セコムの緊急対処員が要請に応じて事故現場に急行するサービスを付帯した自動車総合保険「セコム安心マイカー保険」等、セコムグループならではの保険の販売を推進しました。

当期はセコム損害保険株式会社のガン保険「自由診療保険メディコム」の販売が順調に推移したことなどにより、売上高は419億円（前期比4.4%増加）となり、営業利益は21億円（前期比16.0%増加）となりました。

地理情報サービス事業では、航空機や車両、人工衛星などを利用した測量や計測で地理情報を集積し、加工・処理・解析した空間情報サービスを、国および地方自治体などの公共機関や民間企業、さらには新興国や発展途上国を含めた諸外国政府機関に提供しております。当期も国内外の社会インフラ整備や維持管理、リスク・災害対策など、多様化・高度化したニーズに空間情報技術で応えることに注力しました。

当期は海外部門の減収により、売上高は516億円（前期比1.8%減少）となりましたが、営業利益は原価率が改善したこと、販売費及び一般管理費の減少などにより、12億円（前期比47.4%増加）となりました。

情報通信事業では、データセンターを中核に、セコムならではのBCP（事業継続計画）支援や情報セキュリティ、クラウドサービスを提供しております。当期は、複雑・巧妙化するサイバー攻撃への抜本的な安全対策として、1台のPCで「業務環境」と「インターネット環境」を分離する「セコム・プレミアムネット・リモートブラウザ」を販売開始しました。

当期は前期より販売開始した「セコムあんしんマイナンバーサービス」の寄与などにより、売上高は498億円（前期比2.8%増加）となり、営業利益はデータセンターの運営費用の減少などにより、69億円（前期比34.0%増加）となりました。

不動産・その他の事業には、防犯・防災対策を充実させたマンションの開発・販売、不動産賃貸および建築設備工事などが含まれます。

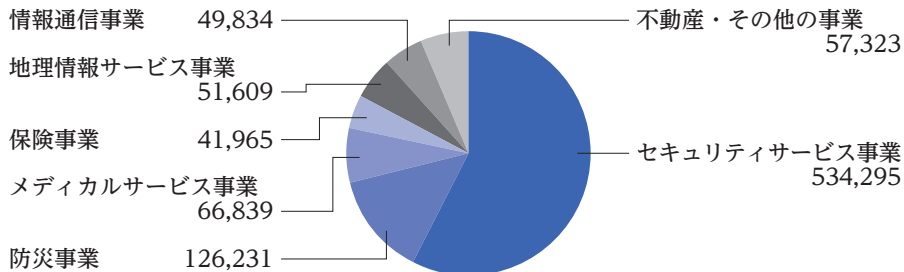
当期は不動産開発・販売事業が増収となったことなどにより、売上高は573億円（前期比12.0%増加）となり、営業利益は52億円（前期比5.5%増加）となりました。

事業の種類別セグメントの状況 [第56期 (当連結会計年度)]

	売上高			営業利益
	外部顧客に対する売上高	セグメント間の 内部売上高 又は 振替高	計	
セキュリティサービス事業	534,295	11,714	546,010	113,507
防 災 事 業	126,231	3,458	129,690	13,180
メディカルサービス事業	66,839	182	67,021	4,687
保 険 事 業	41,965	3,093	45,059	2,144
地理情報サービス事業	51,609	230	51,839	1,259
情 報 通 信 事 業	49,834	7,018	56,852	6,987
不動産・その他の事業	57,323	1,922	59,245	5,245
計	928,098	27,621	955,720	147,012
消 去 又 は 全 社	—	△ 27,621	△ 27,621	△ 15,961
連 結	928,098	—	928,098	131,050

地域別にみますと、国内の売上高は8,822億円（前期比5.8%増加）となりました。
海外売上高は458億円（前期比2.4%減少）となりました。

外部顧客に対する売上高（百万円）



2. 対処すべき課題

社会システム産業の構築に邁進する中で、外部環境が大きく変化し、不確実性の増す今日において、セコムは、2030年を一つのターゲットとして、「セコムグループ2030年ビジョン」を策定し、その中で「あんしんプラットフォーム」構想の実現を目指しております。

これまでセコムが培ってきた社会とのつながりをベースに、セコムと想いを共にするパートナーが参加して、様々な技術や知識を持ち寄り（“共想”戦略）、セコムとともに暮らしや社会に安心を提供する社会インフラが「あんしんプラットフォーム」です。セコムはこの「あんしんプラットフォーム」を通して、きめ細やかな切れ目のない安心を提供していきます。そのために、“ALL SECOM”（セコムグループ総力の結集）を継続的に推進し、セコムグループが展開するさまざまな事業間の連携をこれまで以上に進め、社員一人ひとりが、セコムグループの総合力を最大限活用できる環境整備に努めております。加えて、最新情報技術を活用したビッグデータ分析によりお客様の潜在ニーズに応えるとともに、日常のお困りごとに対しても、さらなる付加価値として快適・便利なサービスを提供することで、より「安全・安心・快適・便利」な社会の構築を目指してまいります。

また、海外でも高まる安心ニーズに対して、課題先進国日本で培ったノウハウを活かし、地域ごとに応じたサービスを展開していきます。

社会が変わりゆく中で、それらを捉えて、あるいは先んじて、変わらぬ安心を提供し続けます。そのためにセコムはこれからも変わり続けていきます。セコムは、「あんしんプラットフォーム」構想の実現により、社会とのつながりを強め、さまざまな社会課題を解決することで、社会と共に成長を続け、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

また、以上のような経営戦略のもと、実効性のあるコーポレートガバナンスの実現など、様々なESG（E：環境、S：社会、G：企業統治）課題にも適切に対処してまいります。今後とも株主の皆様には、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、総額で560億円（内訳は以下のとおり）であり、その主なものは、セキュリティサービス事業におけるシステム設備（警報機器・設備）等に対する投資358億円であります。

事業の種類	金額
セキュリティサービス事業	35,848百万円
防 災 事 業	4,543百万円
メディカルサービス事業	3,522百万円
保 険 事 業	2,220百万円
地理情報サービス事業	1,903百万円
情 報 通 信 事 業	7,685百万円
不動産・その他の事業	208百万円
小 計	55,934百万円
消 去 又 は 全 社	124百万円
合 計	56,058百万円

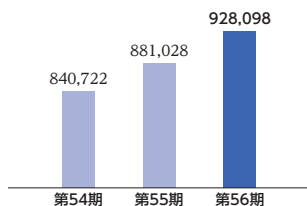
4. 資金調達の状況

当連結会計年度は、資本市場での社債および新株式の発行による資金調達はありませんでした。

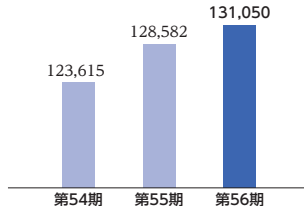
5. 企業集団の財産および損益の状況の推移

期別 項目	第 53 期 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで)	第 54 期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	第 55 期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	第 56 期 (当連結会計年度) (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)
売上高	822,228	840,722	881,028	928,098
営業利益	120,018	123,615	128,582	131,050
経常利益	126,677	136,688	134,826	147,033
親会社株主に帰属する当期純利益	69,876	75,392	77,039	84,170
1株当たり当期純利益	320.14	345.42	352.97	385.64
自己資本当期純利益率	10.0%	9.9%	9.4%	9.8%
総資産	1,328,226	1,410,715	1,568,052	1,650,176
純資産	830,369	907,341	943,144	1,013,253

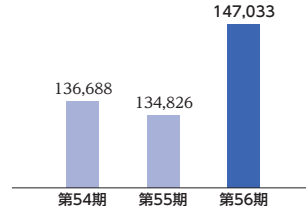
売上高 (百万円)



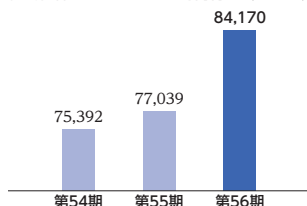
営業利益 (百万円)



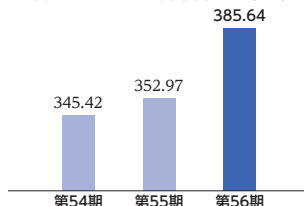
経常利益 (百万円)



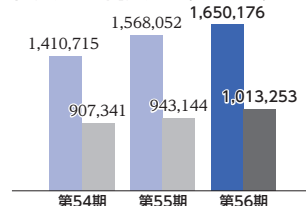
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



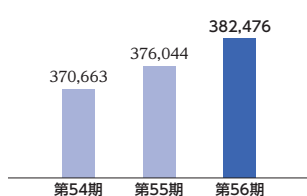
総資産／純資産 (百万円)



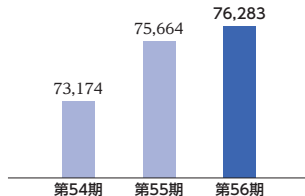
6. 当社単体の財産および損益の状況の推移

期別 項目	第 53 期 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで)	第 54 期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	第 55 期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	第 56 期 (当事業年度) (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)
売上高	364,280 百万円	370,663 百万円	376,044 百万円	382,476 百万円
営業利益	72,909 百万円	73,174 百万円	75,664 百万円	76,283 百万円
経常利益	78,884 百万円	81,572 百万円	86,612 百万円	86,543 百万円
当期純利益	51,497 百万円	57,492 百万円	58,442 百万円	63,260 百万円
1株当たり当期純利益	235.94 円	263.41 円	267.76 円	289.84 円
自己資本当期純利益率	8.4 %	9.0 %	8.8 %	9.1 %
総資産	772,910 百万円	795,778 百万円	826,124 百万円	850,851 百万円
純資産	627,242 百万円	650,132 百万円	678,355 百万円	713,263 百万円

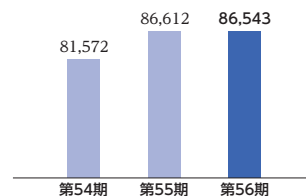
売上高 (百万円)



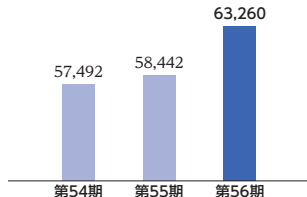
営業利益 (百万円)



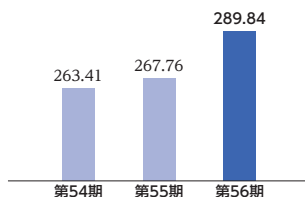
経常利益 (百万円)



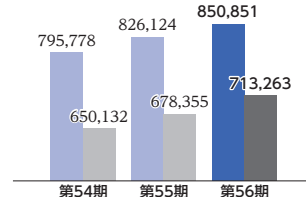
当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産／純資産 (百万円)



7. 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出 資 比 率 (議決権比率)	主 要 な 事 業 内 容
セコム上信越株式会社	百万円 3,530	% 50.87 (51.15)	警備保障、安全業務
株 式 会 社 アサヒセキュリティ	百万円 100	% 100.00 (100.00)	集配金サービス
能美防災株式会社	百万円 13,302	% 50.36 (50.71)	総合防災サービス
ニッタン株式会社	百万円 2,302	% 100.00 (100.00)	総合防災サービス
セコム医療システム 株 式 会 社	百万円 100	% 100.00 (100.00)	在宅医療サービスおよび 遠隔画像診断支援サービス
セコム損害保険株式会社	百万円 16,808	% 97.11 (97.82)	損害保険業
株 式 会 社 パ ス コ	百万円 8,758	% 69.84 (72.68)	測量・計測事業および 地理情報システム事業
セコムトラストシステムズ 株 式 会 社	百万円 1,468	% 100.00 (100.00)	情報セキュリティサービス およびソフトウェア開発
株式会社アット東京	百万円 13,378	% 50.88 (50.88)	データセンター事業
セコムホームライフ 株 式 会 社	百万円 3,700	% 99.94 (99.95)	不動産開発・販売
ウェステック・セキュリティ・ グ ル ー プ Inc.	米ドル 301	% 100.00 (100.00)	米国における持株会社
セ コ ム P L C	千英ポンド 44,126	% 100.00 (100.00)	英国における警備業

(注)

1. 出資比率（議決権比率）は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. セコム上信越株式会社および能美防災株式会社に対する出資比率（議決権比率）は当社子会社の保有分を含めております。

8. 主要な事業内容

セコムグループは、当社、連結子会社176社および持分法適用関連会社21社で構成され、警備請負サービスを中心としたセキュリティサービス事業、総合防災サービスを中心とした防災事業、在宅医療およびシニアレジデンスの運営を柱にしたメディカルサービス事業、損害保険業を中心とした保険事業、測量・計測事業を中心とした地理情報サービス事業、セキュリティネットワークサービスやビジネスシステム構築・運用サービスおよび情報セキュリティサービスを中心とした情報通信事業、マンション等の開発・販売を中心とした不動産・その他の事業を主な内容とし、事業活動を展開しております。

9. 主要な事業所

- ①当社本社 東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号
- ②当社本部・事業部 北海道事業部（札幌市）、東北本部（仙台市）、西関東本部（さいたま市）、東関東本部（千葉市）、東京本部（東京都新宿区）、首都常駐統轄本部（東京都渋谷区）、首都圏現送事業部（東京都渋谷区）、神奈川本部（横浜市）、静岡本部（静岡市）、中部本部（名古屋市）、近畿本部（京都市）、大阪本部（大阪市）、関西常駐統轄本部（大阪市）、兵庫本部（神戸市）、中国本部（広島市）、四国事業部（高松市）、九州本部（福岡市）
- ③国内子会社 セコム上信越株式会社（新潟市）、株式会社アサヒセキュリティ（東京都港区）、能美防災株式会社（東京都千代田区）、ニッタン株式会社（東京都渋谷区）、セコム医療システム株式会社（東京都渋谷区）、セコム損害保険株式会社（東京都千代田区）、株式会社パスコ（東京都目黒区）、セコムトラストシステムズ株式会社（東京都渋谷区）、株式会社アット東京（東京都江東区）、セコムホームライフ株式会社（東京都渋谷区）、株式会社荒井商店（東京都渋谷区）
- ④海外子会社 ウェステック・セキュリティ・グループInc.（米国デラウェア州ドーバー市）、セコムP L C（英国サリー州ケンリー市）、西科姆（中国）有限公司（中国北京市）

10. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
43,071名	384名増

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15,403名	85名増	42.4歳	15.9年

(注) 従業員数は、就業人員を記載しております。

11. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	14,195百万円
株式会社みずほ銀行	12,419百万円
株式会社三井住友銀行	6,814百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,600百万円

12. その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 900,000,000株
2. 発行済株式の総数 233,288,717株（自己株式15,028,470株を含む）
3. 当事業年度末の株主数 25,200名
4. 単元株式数 100株
5. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	24,974 ^{千株}	11.44 [%]
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	14,443 ^{千株}	6.61 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,425 ^{千株}	6.60 [%]
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	4,942 ^{千株}	2.26 [%]
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	4,818 ^{千株}	2.20 [%]
飯 田 亮	4,240 ^{千株}	1.94 [%]
野村信託銀行株式会社（信託口2052088）	4,148 ^{千株}	1.90 [%]
公益財団法人セコム科学技術振興財団	4,025 ^{千株}	1.84 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,992 ^{千株}	1.82 [%]
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,678 ^{千株}	1.68 [%]

(注) 当社は、自己株式（15,028,470株）を保有しておりますが、上記表から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

(2017年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当、 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	飯 田 亮	最高顧問
代 表 取 締 役 社 長	中 山 泰 男	執行役員
常 務 取 締 役	中 山 潤 三	執行役員 (財務本部長)
常 務 取 締 役	吉 田 保 幸	執行役員 (企画統轄担当、総合企画担当、 グループ会社監理担当、リスク管理担当)
取 締 役	泉 田 達 也	執行役員 (人事本部長、情報システム担当)
取 締 役	尾 関 一 郎	執行役員 (法人営業本部長、保険事業担当)
取 締 役	栗 原 達 司	執行役員 (総務本部長)
取 締 役	廣 瀬 篁 治	株式会社モニタス代表取締役会長
取 締 役	河 野 博 文	
取 締 役	渡 邊 元	渡辺パイプ株式会社代表取締役社長
監 査 役	伊 東 孝 之	常勤
監 査 役	小 松 良 平	常勤
監 査 役	加 藤 秀 樹	
監 査 役	関 家 憲 一	株式会社ディスコ名誉役員 (ディレクター・エメリタス)
監 査 役	安 田 信	株式会社安田信事務所代表取締役社長 三和ホールディングス株式会社社外取締役

(注)

1. 取締役のうち廣瀬篁治、河野博文および渡邊元の三氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち加藤秀樹、関家憲一および安田信の三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役伊東孝之氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役廣瀬篁治および渡邊元の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。

5. 社外監査役関家憲一および安田信の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。
6. 社外取締役廣瀬篁治、河野博文および渡邊元の三氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
7. 社外監査役加藤秀樹、関家憲一および安田信の三氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
8. 当事業年度中の代表取締役の異動
 - ① 常務取締役中山泰男氏は、2016年5月11日付で代表取締役社長に就任いたしました。
 - ② 代表取締役会長前田修司氏は、2016年5月11日付で代表取締役会長から取締役となりました。なお、同氏は同日付で取締役を辞任いたしました。
 - ③ 代表取締役社長伊藤博氏は、2016年5月11日付で代表取締役社長から取締役となりました。なお、同氏は同日付で取締役を辞任いたしました。
9. 当事業年度中の取締役の異動
 - ① 取締役安齋和明、古川顕一、布施達朗および澤田貴司の四氏は、2016年6月24日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
 - ② 泉田達也、尾関一郎、栗原達司、河野博文および渡邊元の五氏は、2016年6月24日開催の第55回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしました。
10. 当事業年度中の取締役の地位の異動

取締役吉田保幸は、2016年6月24日付で常務取締役に就任いたしました。

〈ご参考〉

取締役ではない当社執行役員は次のとおりであります。 (2017年5月1日現在)

地 位	氏 名
常 務 執 行 役 員	古川顕一、布施達朗、竹田正弘、吉村輝壽、森下秀生、水野都飽、石村昇吉
執 行 役 員	杉本陽一、福満純幸、進藤健輔、桑原靖文、福岡規行、赤木 猛、佐藤貞宏、上田 理、山中善紀、長尾誠也、植松則行、永井 修、小松 淳

(注)

1. 古川顕一および布施達朗の両氏は、2016年6月24日付で常務執行役員に就任いたしました。
2. 常務執行役員小松崎常夫氏は、2017年3月31日付で退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員ならびに社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく社外取締役ならびに社外監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 取締役および監査役の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	16名 (4名)	310百万円 (27百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	70百万円 (25百万円)
合計	21名	380百万円

(注) 上記表の取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与53百万円が含まれております。

4. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

(1) 取締役の報酬

各取締役の報酬については、社外取締役を含む指名・報酬委員会が取締役会の授権を受け、株主総会で決議された報酬限度額内で、協議により決定しております。

(2) 監査役の報酬

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額内で、個々の監査役の職務に応じた報酬額を、監査役の協議により決定しております。

5. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	廣瀬 篤治	12回中12回	—	多数の法人等の創業経営者として、また業界団体の設立・運営等における豊富な経験および高い見識に基づき、取締役会の中で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
社外取締役	河野 博文	9回中8回	—	行政分野において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、取締役会の中で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。 なお、欠席した取締役会についても、取締役会運営責任者から会議の決議事項等について説明を受け、内容の把握に努めております。
社外取締役	渡邊 元	9回中9回	—	経営者として長年にわたる企業経営で培われた豊富な経験および高い見識に基づき、取締役会の中で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
社外監査役	加藤 秀樹	12回中12回	12回中12回	国の施策の実施の経験や政策シンクタンクにおいて培った数多くの成果に基づく見識を活かし、取締役会等の場で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
社外監査役	関家 憲一	12回中11回	12回中11回	創業経営者として、また世界的業界団体の代表、理事として培われた豊富な経験および見識に基づき、取締役会等の場で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。 なお、欠席した取締役会および監査役会についても、取締役会については取締役会運営責任者から、監査役会については常勤監査役から会議の決議事項等について説明を受け、内容の把握に努めております。
社外監査役	安田 信	12回中12回	12回中12回	グローバル企業の経営者としての豊富な経験および見識を活かし、取締役会等の場で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。

(注) 河野博文および渡邊元の両氏は、2016年6月24日開催の第55回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしましたので、2016年6月24日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	225百万円
②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	682百万円

(注)

1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ウェステック・セキュリティ・グループInc. についてはRSM US LLP、セコムPLCについてはKPMG LLPの監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務デューデリジェンス等に係る業務の対価を支払っております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項に該当すると認められる場合及び監督官庁から業務停止処分を受けた場合等、当社の監査業務に重大な支障を来す事情が発生し又は発生の恐れがあると判断した場合は、速やかに監査役会を開催し、監査役全員の同意があった場合は、会計監査人の解任手続きを取るものといたします。なお、この場合、監査役会は一時会計監査人又は代替の会計監査人の選任について決定を行い、代替の会計監査人の選任に関する議案を、決定後最初に招集される株主総会に付議いたします。また、監査役会で選定した監査役が同総会において、当該解任の旨及びその理由を報告いたします。

上記の他、会計監査人の職務執行状況や監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合は、監査役会は、監査役の過半数による決定により、会計監査人の不再任に関する決定を行うとともに、代替の会計監査人の選任について決定を行い、会計監査人の不再任及び代替の会計監査人の選任に関する議案を、株主総会に付議いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. 内部統制システムの基本方針

当社は、2015年4月8日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に規定された「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システムの基本方針）を変更決議しております。なお、決議した内容は、下記のとおりです。

記

(1) 総論

本決議は会社法第362条第5項に基づき、代表取締役社長により具体的に構築される当社の内部統制システムの基本方針を明らかにするものである。本決議に基づく内部統制システムの構築は各々の担当役員の下で早急に行われなければならない、また不断の見直しにより改善が図られるものである。

(2) 取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員は、法令・定款遵守（コンプライアンス）を含む職務執行の行動基準である「セコムグループ社員行動規範」に基づき行動することが求められる。「セコムグループ社員行動規範」は、創業以来培ってきたセコムの理念をもとに、すべての役職員の公私に亘るあり方と具体的な日々の職務執行における行動基準（反社会勢力との関係遮断を含む）を定めたものであり、すべての行動の根幹となる規範である。コンプライアンスの運用体制は次のとおりである。

- ① 当社の事業にとって不可欠な要件は法令・定款の遵守はもとより、その精神に基づいた、より厳格な組織運営を行うことにある。従って当社にとってコンプライアンスは日常業務そのものであり、その推進について特定の部署、特定の担当役員が責任を持つ体制をとるべきではない。コンプライアンスを含む行動規範の第一線の推進者は一人ひとりの社員であり、その指導推進は各組織ラインの責任者が行い、更に各担当役員が所管部門を統括し、代表取締役社長が全社を統括する。

- ②各分野別に責任を持つ担当役員は、特に自らの担当する分野の関連法規及び当該法規の業務運営との関連について精通し、法改正等への対応策を代表取締役社長に提案する責任を有する。法務部その他の関連部署はこれらを支援し横断的に整合を取る。
- ③代表取締役社長の命により組織指導部が適時組織横断的に職務執行を査察し、法令及び当社規程の遵守を推奨することにより士気を向上させるとともに矯正すべき事項を指摘する。組織指導部は、査察の結果を代表取締役社長に直ちに報告する。
- ④役職員は行動規範に反する行為を知ったときは臆することなくしかるべき上司に報告する義務を負っているが、報告しても是正措置がとられない場合や報告することが困難な状況にある場合等のときに、組織指導部へ直接通報できる「ほっとヘルプライン」を設置する。当社は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」に則り、通報された内容を秘密事項として扱い、直ちに必要な調査を行なったうえで、適正な処置をとる。この通報により、通報者は何らの不利益も受けない。
- ⑤会社組織の維持発展の要である組織風土に関する重要な問題（コンプライアンスにかかわる事項を含む）を審査し、また重要な表彰・制裁を決定するため代表取締役社長を委員長とする常設の組織風土委員会を設置する。
- ⑥「セコムグループ社員行動規範」の改正、コンプライアンスにかかわる重要な事項の制定・改正は組織風土委員会で審議のうえ監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。
- ⑦財務報告に係る内部統制については、企業会計審議会の基準に従い基本的計画及び方針を決定し評価を行う。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録・決裁文書など）は、当社規程に従い適切に保存および管理（廃棄を含む）を行い、必要に応じて運用状況を検証し、見直しを行う。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社のリスク管理態勢は、リスク管理が当社の事業そのものであるとの認識のもと、日々の事業活動そのものに組み込まれている。つまり担当役員は代表取締役社長の統

轄のもと、自己の担当する事業分野について、事業リスク及び不正リスクを分析・評価し、策定されている内規及び各種マニュアルを環境の変化に応じて修正を行う。内規、各種マニュアルには、リスクの分析と評価に基づく、予防策及び有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急態勢ならびに日常的なリスクモニタリング制度などを含む。

- ②担当役員は、リスクの分析・評価結果を代表取締役社長及び監査役会へ報告する。
- ③当社のリスク管理体制の重要な改変は監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。大規模災害時及び平時のリスクは以下のとおり。

	リスクの分類	例
大規模災害時	①大規模災害リスク	地震・風水害・火山災害・放射能漏れ等
平時	②コンプライアンスリスク	「セコムの事業と運営の憲法」、 「セコムグループ社員行動規範」その他内規違反、法制度の新規、変更（税制、医療制度等）に伴うリスク、法令違反等
	③システムリスク	情報システムの停止、電子データの消滅、大規模停電、広域回線障害、ICT（情報通信技術）に係わるリスク等
	④業務提供に係るリスク	業務を提供するに際して発生するリスク（警備事故、防災事故、設備メンテ事故等）
	⑤事務処理・会計リスク	事務処理、会計処理における誤入力、入力漏れ、引当金の見積ミス等
	⑥その他	外部からの攻撃（デマ・中傷、盗難、テロ等）、企業買収時のリスク、新規システム開発のリスク、その他事業インフラリスク（自社火災、新型インフルエンザ、病気の蔓延等）等

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①全取締役は、取締役会における経営上の意思決定、取締役の執行上の意思決定その他すべての業務運営の基本となる理念を共有するため、「セコムの事業と運営の憲法」を基軸とする運営・執行を行う。
- ②その前提に立ち、当社は、職務の執行を効率的に行うため、執行役員制を導入し、意思決定と職務の執行の更なるスピード化を図る。
- ③当社は、通示達の周知や決裁文書による意思決定のためのITシステムを整備し、速やかに徹底・実行できる体制を維持する。

- ④当社は中長期の「事業ビジョン」を共有し、その実現に向けて年次事業計画を取締役会で策定、その進捗を取締役会で審議する。

(6)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[6-1]子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①子会社は「セコムの事業と運営の憲法」を基本理念に、すべての役職員に適用される「セコムグループ社員行動規範」を共有し、グループの役職員が一体となって適正な業務運営に努める。
- ②子会社は「セコムグループ情報セキュリティ基本方針」に則ってIT統制を行う。当社のIT担当役員は主要な子会社のIT運用状況について適時査察を行う。
- ③当社代表取締役社長を議長とし、主要な子会社の社長及び議長が指名する者で構成する「セコムグループ経営会議」を設け、グループ情報及び運営理念の共有化を図り、グループ総体の内部統制にかかわる諸問題の討議等を行い、業務の適正な運営に努める。当社代表取締役社長はその結果を必要に応じ取締役会及び監査役に報告する。
- ④当社代表取締役社長は当社の内部監査部門（組織指導部及びグループ運営監理部）に命じ、必要に応じて子会社を査察する。子会社は当社の査察を受け入れ、その指導を受けるとともに、当社と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題の把握及びその改善に努める。また当社は、子会社の役職員がコンプライアンスに反する行為を知った時に当社のグループ運営監理部へ直接通報できる「グループ本社ヘルプライン」を設置する。「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」に則り、通報された内容を秘密事項として扱い、直ちに必要な調査を行なったうえで、適正な処置をとる。この通報により、通報者は何らの不利益も受けない。
- ⑤主要な子会社については当社監査役が訪問し、内部統制に関する監査を実施する。
- ⑥当社は、当社監査役会と協議のうえ、グループ監査役連絡会を設け、情報の共有化を図る。

[6-2]子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

セコムグループ総体としての事業ビジョン達成へのグループシナジーを高めるため、「セコムグループ企業経営基本規程」を定め、子会社の重要意思決定についての当社と

の事前の協議事項及び承認事項並びに重要事項報告の基準を明確にし、これを実行する。

[6-3]子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は「セコム及びセコムグループにおける危機管理の意義と基本方針」に則り、リスク管理体制の整備を行う。また、重要事項発生時には当社の統制下で適切な対応をとる。

[6-4]子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①子会社の全取締役は、「セコムの事業と運営の憲法」を基軸とする効率的な業務運営・執行を行う。
- ②当社及び子会社はセコムグループ総体としての「事業ビジョン」に基づく子会社の年度の事業計画を策定し、その進捗を確認する。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ①当社は、専属の業務及び社内事情に精通した使用人を常時2人以上配置した監査役室を設置し、監査業務を補助する体制をとる。
- ②監査役の補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をすることができる。

(8)上記(7)の使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助者の人事異動・人事評価は監査役会の承認を得なければならない。監査役より、監査業務に必要な命令を受けた補助者はその命令に関して、取締役及び執行役員並びに使用人の指揮命令を受けず、また報告義務も負わない。

(9)次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

[9-1]取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告をするための体制

- ①取締役が監査役に報告すべき事項は、監査役会と協議のうえ次のとおりとする。
 - (イ)組織風土委員会その他で決議された事項

- (ロ)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (ハ)毎月の経営状況として重要な事項
- (ニ)内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- (ホ)重大な法令・定款違反
- (ヘ)その他コンプライアンス上重要な事項

②①にかかわらず、監査役は必要に応じ随時に取り締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

③「ほっとヘルプライン」により通報された事項は、組織指導部より監査役へ報告される。

[9-2]子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

「グループ本社ヘルプライン」により通報された事項は、グループ運営監理部より監査役へ報告される。

(10)上記(9)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告された内容は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」に則り、秘密事項として扱われ報告者は何らの不利益も受けず、直ちに必要な調査を行い適正な処置をとる。

(11)監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用を負担する。

(12)その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するなど、監査が実効的に行われる体制とする。

- ②監査役は取締役会に出席するほか、必要に応じ重要会議に出席し経営全般に関する意見交換を行うとともに、当社及び子会社の取締役及び使用人から定期的にヒアリングを実施する。
- ③当社は、監査役会に対して、監査役会が独自に弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の会計士に委任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき内部統制システムを構築済みであり、引き続き適切な運用を行っております。当事業年度におけるその運用状況の概要は、次のとおりです。

(1)「取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

当社は、日常業務の中で法令・定款遵守（コンプライアンス）を含む職務執行の行動基準である「セコムグループ社員行動規範」の遵守に対する意識の浸透を図っている。また、全ての研修カリキュラムにセコムの理念の研修を盛り込んでいる他、eラーニングシステムを使用した学習や社内報を通じてセコムの理念の浸透と定着を図っている。担当役員は自らの担当する分野の法令改正情報を定期的に入手し、法令改正へ適切に対応している。組織指導部は監査計画に基づいた業務監査を行い、監査結果を代表取締役社長及び監査役へ毎月報告するとともに、問題解決に必要な是正措置を指示している。また、「ほっとヘルプライン」により内部通報された内容については、関係部署と適切に対応している。会社の組織風土に関する重要な問題（コンプライアンスにかかわる事項を含む）は、適宜、組織風土委員会を開催し、審議及び対応を行っている。財務報告に係る内部統制については、基本的計画及び方針に基づき、その有効性に関する評価を適切に行っている。

(2)「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

取締役会議事録・決裁文書などは、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行っている。

(3)「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

各役員は年に1回、自己の担当する事業分野について事業リスク及び不正リスクを分析・評価し、結果について代表取締役社長及び監査役へ報告するとともに、策定されている内規及び各種マニュアルを適宜見直し、必要に応じて修正を行っている。

(4)「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む10名の取締役で構成され、社外監査役3名を含む監査役5名も出席し、原則として毎月1回開催している。取締役会では、「事業ビジョン」に基づき、経営に関する重要事項の審議や取締役の業務執行状況の報告などを行い、的確で迅速な意思決定を行うよう努めている。また、取締役6名を含む27名の執行役員体制により意思決定と職務の執行のスピード化を図っている。

(上記は2017年3月31日現在の役員体制)

(5)「当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

当社及び子会社の取締役は、「セコムの事業と運営の憲法」を基本理念として適正な業務運営に努めており、当社代表取締役社長は「セコムグループ経営会議」を四半期毎に開催し、グループ情報及び運営理念の共有化を図るとともに、各社の業務の適正を確保するよう努めている。監査役会はグループガバナンス強化のため、子会社の訪問・聴取(合計53回)を行い、社外取締役を交えて子会社責任者等による事業概要報告(5回)を実施した。更にグループ監査役・内部監査部門及び会計監査人との連携強化のため、「セコムグループ監査役・内部監査部門合同連絡会」(1回)を開催した。内部監査部門は、必要に応じて子会社を査察し指導するとともに、「グループ本社ヘルプライン」により内部通報された内容について関係部署、子会社と協同し適切に対応している。当社及び子会社は「セコムグループ企業経営基本規程」に基づく事前の協議による子会社の重要意思決定や重要事項報告を通じ、子会社の業務の適正を確保するよう努めている。

(6)「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

当社は、専属の使用人を常時2人配置した監査役室を設置し、監査役の指示に従い監査業務を補助している。

- (7)「上記(6)の使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項」

監査役の補助者は、監査役からの命令に従い職務を遂行している。

- (8)「監査役への報告に関する体制」

監査役は、内部統制システムの基本方針で定めた取締役が監査役に報告すべき事項の他、内部通報制度である「ほっとヘルプライン」及び「グループ本社ヘルプライン」により内部通報された内容について、発生の都度、内部監査部門より報告を受けている。

- (9)「上記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」

内部通報された内容は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」に則り秘密事項として扱われ、報告者は何らの不利益も受けない体制が整備されており、当事業年度においても遵守されている。

- (10)「監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該仕事の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」

監査役の仕事の執行について生じる費用については、監査役会で予算を決議し、取締役会で報告している。生じた費用は当社にて負担している。

- (11)「その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制」

監査役は、代表取締役社長との意見交換会を12回、会計監査人との意見交換会を8回開催した他、取締役会、その他の重要会議に出席し意見交換するとともに、当社及び子会社の取締役及び使用人から定期的にヒアリングを実施している。

3. 取締役会の評価結果について

当社は、取締役・監査役へのアンケートおよび個別インタビューを通じ、取締役会評価を行いました。その結果、当社の取締役構成は多様性が確保されており、適切な人数となっていること、また、社外役員も積極的に発言しており、執行と監督のバランスが適切であることが確認されました。

連結貸借対照表

(2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(761,804)	流動負債	(353,933)
現金及び預金	302,364	支払手形及び買掛金	44,635
現金護送業務用現金及び預金	130,619	短期借入金	44,969
受取手形及び売掛金	119,801	一年以上以内償還予定社債	1,460
未収契約料	33,090	リース債	4,752
有価証券	29,387	未払金	37,469
リース債権及びリース投資資産	43,974	未払法人税等	27,557
たな卸資産	34,194	未払消費税等	5,765
販売用不動産	27,507	未払費用	5,315
繰延税金資産	14,003	現金護送業務用預り金	107,878
短期貸付金	4,942	前受契約料	30,552
その他の他	23,684	賞与引当金	15,447
貸倒引当金	△ 1,766	工事損失引当金	2,532
固定資産	(888,367)	その他	25,596
有形固定資産	(376,536)	固定負債	(282,989)
建物及び構築物	150,254	社債	7,003
警報機器及び設備	69,569	長期借入金	14,123
土地	116,825	リース債	11,777
その他	39,886	預り保証金	33,907
無形固定資産	(112,131)	繰延税金負債	21,943
ソフトウェア	18,076	役員退職慰労引当金	1,306
その他	65,759	退職給付に係る負債	22,428
投資その他の資産	(399,698)	保険契約準備金	166,155
投資有価証券	280,974	その他	4,342
長期貸付金	38,403	負債合計	636,922
長期前払費用	24,960	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	35,282	株主資本	(870,437)
繰延税金資産	9,592	資本	66,377
その他の他	26,475	資本剰余金	80,297
貸倒引当金	△ 15,990	利益剰余金	797,493
繰延資産	(4)	自己株	△ 73,731
その他	4	その他の包括利益累計額	(21,563)
資産合計	1,650,176	その他有価証券評価差額金	25,125
		繰延ヘッジ損益	△ 30
		為替換算調整勘定	△ 7,954
		退職給付に係る調整累計額	4,423
		非支配株主持分	(121,253)
		純資産合計	1,013,253
		負債純資産合計	1,650,176

連結損益計算書

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		928,098
売上原価	621,412	
売上総利益		306,686
販売費及び一般管理費	175,636	
営業利益		131,050
営業外収益		
受取利息	863	
受取配当金	683	
投資有価証券売却益	1,170	
持分法による投資利益	3,734	
投資事業組合運用益	14,470	
その他	1,448	22,371
営業外費用		
支払利息	974	
投資有価証券売却損	72	
固定資産売却廃棄損	2,107	
長期前払費用消却額	620	
為替差損	453	
貸倒引当金繰入額	1,027	
その他	1,132	6,388
経常利益		147,033
特別利益		
投資有価証券売却益	312	
固定資産売却益	136	
その他	67	516
特別損失		
減損損失	2,747	
価格変動準備金繰入額	1,086	
投資有価証券評価	37	
その他	1,825	5,697
税金等調整前当期純利益		141,852
法人税、住民税及び事業税	43,326	
法人税等調整額	2,369	45,695
当期純利益		96,156
非支配株主に帰属する当期純利益		11,986
親会社株主に帰属する当期純利益		84,170

連結株主資本等変動計算書

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	66,377	80,326	743,353	△ 73,717	816,340
会計方針の変更による 累積的影響額			526		526
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	66,377	80,326	743,879	△ 73,717	816,866
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 30,556		△ 30,556
親会社株主に帰属する 当期純利益			84,170		84,170
自己株式の取得				△ 13	△ 13
自己株式の処分		0		0	0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△ 29			△ 29
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 29	53,613	△ 13	53,570
当連結会計年度末残高	66,377	80,297	797,493	△ 73,731	870,437

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	19,964	△ 40	△ 2,196	△ 783	16,944	109,859	943,144	
会計方針の変更による 累積的影響額						111	637	
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	19,964	△ 40	△ 2,196	△ 783	16,944	109,971	943,782	
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 30,556	
親会社株主に帰属する 当期純利益							84,170	
自己株式の取得							△ 13	
自己株式の処分							0	
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							△ 29	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	5,161	9	△ 5,758	5,206	4,618	11,281	15,900	
連結会計年度中の変動額合計	5,161	9	△ 5,758	5,206	4,618	11,281	69,471	
当連結会計年度末残高	25,125	△ 30	△ 7,954	4,423	21,563	121,253	1,013,253	

貸借対照表

(2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(198,394)	流動負債	(109,053)
現金及び預金	87,387	買掛金	3,604
現金送業務用現金及び預金	37,869	短期借入金	22,703
受取手形	621	リース負債	215
未収契約料	16,480	未払入金	14,476
未売掛金	10,650	未払法人税等	14,345
未収入金	3,088	未払消費税等	2,883
商貯蔵品	5,312	未払費用	697
前払費用	1,722	現金送業務用預り金	15,187
繰延税金資産	2,323	前受契約未払金	20,629
短期貸付金	3,710	設備購入引当金	4,018
短期貸付金の他	27,539	賞与引当金	6,278
貸倒引当金	1,804	その他の	4,014
	△ 117	固定負債	(28,533)
固定資産	(652,456)	リース負債	2,477
有形固定資産	(110,585)	預り保証金	16,804
建物	16,282	繰延税金負債	6,642
車両	709	退職給付引当金	2,506
警報機器及び設備	65,997	その他の	103
警備器具	179	負債合計	137,587
器具備品	3,173	(純資産の部)	
土地	21,978	株主資本	(706,629)
建設仮勘定	2,195	資本	(66,377)
その他の	69	資本剰余金	(83,054)
無形固定資産	(6,526)	資本準備金	83,054
ソフトウェア	6,125	その他の資本剰余金	0
その他の	400	利益剰余金	(630,927)
投資その他の資産	(535,344)	利益準備金	9,028
投資有価証券	23,083	その他の利益剰余金	621,899
関係会社株式・出資	326,092	システム開発積立金	800
長期貸付金	134,796	別途積立金	2,212
敷金保証	7,559	繰越利益剰余金	618,887
長期前払費用	20,847	自己株式	(△ 73,731)
前払年金費用	21,643	評価・換算差額等	(6,634)
保険積立	4,294	その他有価証券評価差額金	(6,634)
その他の	2,560	純資産合計	713,263
貸倒引当金	△ 5,532	負債純資産合計	850,851
資産合計	850,851		

損益計算書

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		382,476
売上原価	227,204	
売上総利益		155,271
販売費及び一般管理費	78,988	
営業利益		76,283
営業外収益		
受取利息	1,632	
受取配当金	11,290	
その他の	466	13,389
営業外費用		
支払利息	208	
固定資産売却廃棄損	1,853	
長期前払費用消却額	509	
その他の	559	3,130
経常利益		86,543
特別利益		
関係会社株式売却益	452	
投資有価証券売却益	106	
有形固定資産売却益	47	
その他の	45	651
特別損失		
関係会社出資金評価損	93	
その他の	7	100
税引前当期純利益		87,094
法人税、住民税及び事業税	23,843	
法人税等調整額	△ 9	23,833
当期純利益		63,260

株主資本等変動計算書

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合
当事業年度期首残高	66,377	83,054	0	83,054
会計方針の変更による 累積的影響額				—
会計方針の変更を反映した 当事業年度期首残高	66,377	83,054	0	83,054
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0
当事業年度末残高	66,377	83,054	0	83,054

	株 主 資 本				
	利益準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金			
		システム開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当事業年度期首残高	9,028	800	2,212	586,082	598,122
会計方針の変更による 累積的影響額				101	101
会計方針の変更を反映した 当事業年度期首残高	9,028	800	2,212	586,183	598,223
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△ 30,556	△ 30,556
当期純利益				63,260	63,260
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	32,704	32,704
当事業年度末残高	9,028	800	2,212	618,887	630,927

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当事業年度期首残高	△ 73,717	673,836	4,518	4,518	678,355
会計方針の変更による 累積的影響額		101			101
会計方針の変更を反映した 当事業年度期首残高	△ 73,717	673,938	4,518	4,518	678,457
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 30,556			△ 30,556
当期純利益		63,260			63,260
自己株式の取得	△ 13	△ 13			△ 13
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			2,115	2,115	2,115
事業年度中の変動額合計	△ 13	32,690	2,115	2,115	34,806
当事業年度末残高	△ 73,731	706,629	6,634	6,634	713,263

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月22日

セコム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 服 部 将 一 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 秀 樹 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セコム株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月22日

セコム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 服 部 将 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 秀 樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セコム株式会社
の2016年4月1日から2017年3月31日までの第56期事業年度の計算書
類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注
記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示すること
にある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及び
その附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統
制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場
から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監
査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し
て監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書
に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査
計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監
査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断
により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示
のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の
有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク
評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算
書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。
また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者
によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明
細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した
と判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一
般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びそ
の附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において
適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定によ
り記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

2017年5月22日

セコム株式会社
代表取締役社長 中山 泰 男 殿

セコム株式会社	監査役会
監査役（常勤）	伊 東 孝 之 ㊟
監査役（常勤）	小 松 良 平 ㊟
社外監査役	加 藤 秀 樹 ㊟
社外監査役	関 家 憲 一 ㊟
社外監査役	安 田 信 ㊟

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当該事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当該事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)※から当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。



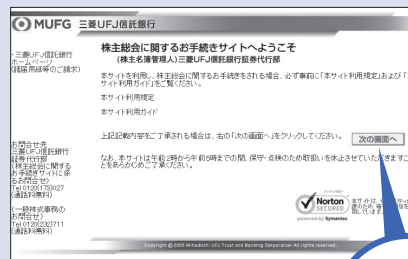
以下はパソコンの画面を表示しております。

1 議決権行使サイトにアクセスする

<http://www.evote.jp/>



QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



①「次の画面へ」をクリック

させていただきます。

【ご注意事項】

- 株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になります。これらの料金は株主様のご負担となります。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)におかれましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、下記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

2 ログインする

②お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

③「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する

④「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

送信

⑤「送信」をクリック

⑥確認画面が出たら「確認」をクリック

以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使は、**2017年6月26日(月曜日)の午後6時まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027**
(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

メ モ

株主総会会場ご案内



- **会場** 東京都千代田区麹町1丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階 ベルサール半蔵門
臨時電話 080-2060-4962 (株主総会当日のみ)

- **最寄り駅** 東京メトロ **Z**半蔵門線 「半蔵門駅」 **3a**・**3b**出口 徒歩約1分
Y有楽町線 「麹町駅」 **1**・**3**出口 徒歩約5分

- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

東京メトロ半蔵門線半蔵門駅3b出口：ビル直通エスカレーター有り

